

## 住所や世帯主が変わったときは

転出入や村内転居などのときは届出が必要です。

住民基本台帳に登録されなければ、選挙権の行使、義務教育の就学、国民健康保険の給付、その他の行政サービスが受けられませんので届出は忘れないようにしましょう。

本人、同じ世帯の方以外が届出を行なう場合は、委任状が必要です。

届出の際、ご本人であることの確認をさせていただきますので、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等、写真が貼付された官公署が発行した証明書等をお持ちください。

### こんなときは届け出ましょう。

事項	期間	必要なもの	注意
転入したとき [村外から]	住所を移した日から14日以内	転出証明書(特例転入除く) 印鑑 マイナンバーカード(通知カード) 年金手帳 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	・前住所地の役所から発行されます。  ・加入されている方 ・該当者の場合  ※税金、水道料、国民年金の口座振替を希望するときは口座番号とその通帳の登録印鑑が必要です。
転出するとき [村外へ]	住所を移す前に手続きを	印鑑 国民健康保険被保険者証 福祉医療受給者証 印鑑登録証 後期高齢者医療被保険者証	・転出先の正確な住所が必要 ・加入されている方 ・受給者証を回収 ・印鑑登録してある方は「印鑑登録証」を回収 ・加入されている方 ※水道料、税金などの滞納がないが確認してください。
転居するとき [村内での移動]	住所を移した日から14日以内	印鑑 マイナンバーカード(通知カード) 国民健康保険被保険者証 福祉医療受給者証 後期高齢者医療被保険者証	・転居先の住所の確認  ・加入されている方 ・該当者の場合 ・加入されている方
世帯主を変更するとき		印鑑 国民健康保険被保険者証	・世帯主が転出、死亡などのときは、次の世帯主を決めてお出かけください。

その他、次のような場合は窓口で手続きが必要です。

- ・職場の保険に加入したとき
  - ・職場の保険から脱退したとき
  - ・扶養になったとき
  - ・扶養でなくなったとき
- 健康保険証の手続き → 詳しくは14ページ  
年金異動の手続き → 詳しくは19ページ

広告

長野県知事 許可(般-29) 第25532

## 株式会社 山形電気

山形村5522-2  
(電話) 0263-98-2314  
(FAX) 0263-98-4042  
(メール) primary@yamagatadenki.biz

代表取締役 木藤洋正

★電気工事一式:電気設備の設計・施工および施工管理をいたします

- ・住宅の新築、リフォームに関わる電気設備工事
- ・工事・店舗などの電気設備工事、および電気設備工事に関する施工管理
- ・コンプレッサーの電源、農事用電力などの動力電源設備に関する工事
- ・地デジ・BS・CSアンテナの取付け工事、TVコンセントなどの増設工事
- ・宅内または工場内のLAN配線工事など、ネットワークに関する設計・施工



大きな仕事は、大きな会社へ  
小さな仕事は、小さなところへ  
なんでもやります

## みやざわ設備(有)

山形村5447  
TEL/FAX (0263) 98-3253

## 戸籍に関すること

戸籍は、生まれてから死亡するまでの身分関係を記録し、公に証明することを目的とし、国籍をも証明する大切な公文書です。夫婦、親子、兄弟姉妹などの関係が記載されていて、各人の身分関係が判るようになっています。婚姻届、養子縁組届、協議の離婚届、協議の養子離縁組、転籍届などの届出の場合はご本人であることの確認をさせていただきますので、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど、顔写真付きの官公署で発行した身分証をお持ちください。各種戸籍の届出は、時間外、休日の閉庁時も休日直で受け付けますが、後日、住民課窓口で手続きが必要な場合もあります。

### こんなときは届け出ましょう。

	期間	届出人	届出場所	必要なもの	注意
子が生まれたとき	生まれた日から14日以内	父または母・同居者・出産に立ち合った医師または助産師の順	父母の本籍地・子の出生地・住所地の市町村役場	・印鑑 ・母子健康手帳 ・出生証明書(届出書についているので、医師に記入、押印をしてもらう)	・命名は、常用漢字、人名用漢字です。
結婚するとき	届出をした日から効力が発生する	夫と妻(成年者の証人2人が必要)	夫または妻の本籍地、住所地の市町村役場	・夫婦(一方は旧姓)の印鑑 ・届出場所に本籍がない場合は戸籍謄本 ・同時に住所を移す場合は前住所地の役所から発行された転出証明書(特例転入除く)	・夫または妻が未成年者の場合は父母の同意書
離婚するとき	届出をした日から効力が発生する	夫および妻(成年者の証人2人が必要)	夫婦の本籍地・住所地の市町村役場	・印鑑 ・届出場所に本籍がない場合は戸籍謄本 ・配偶者の扶養になっていた場合は年金手帳	・離婚の際に称していた氏を、離婚後も使用したい場合は「77条の2」の届出が必要 ・未成年の子がいる場合は、どちらが親権者になるか届出が必要
養親を定るとき	//	養親と養子(成年者の証人2人が必要)	養親が養子の本籍地・住所地の市町村役場	・筆頭者とその配偶者の印鑑 ・届出場所に本籍がない場合は戸籍謄本	・配偶者のある者が単独で縁組をする時は配偶者の同意 ・未成年者を養子とする時は家庭裁判所の許可書の謄本 ・15歳未満の子が養子となる場合の届出人は親権者
養親を廃するとき	//	//	//	//	・死亡した養子・養親との離縁の場合は、家庭裁判所の許可書の謄本と確定証明書 ・離縁の際に称していた氏を離婚後も使用したい場合は「73条の2」の届出が必要
本籍を変更するとき	//	筆頭者と、その配偶者	本籍地・住所地の市町村役場	・印鑑 ・戸籍謄本(同管内の場合は不要)	
死亡したとき	死亡した日から7日以内	同居の親族・同居していない親族・同居者・家主の順	死亡者の本籍地・死亡地・届出人の住所地の市町村役場	・筆頭者とその配偶者の印鑑 ・死亡診断書(届出書についているので、医師に記入、押印をしてもらう)	該当する場合に、お持ちいただくもの ・身障手帳、印鑑登録証、国民年金証書、国民健康保険証(葬祭費振込口座番号) ・広域豊科葬祭センターの火葬予約窓口は役場住民課です。

## 火葬料の助成(住民課)

村内に住所を有していた故人を火葬した場合に火葬料を助成します。

### 広域豊科葬祭センターで火葬した場合

火葬料(7,000円、死産児の場合3,500円)は無料です。窓口での請求はありません。(霊柩車・待合室等の使用料は助成の対象ではありません。)

### 広域豊科葬祭センター以外の火葬施設で火葬した場合

火葬後の申請により、後日7,000円(死産児の場合3,500円)を火葬許可申請者へお支払いします。  
※火葬の日から起算して30日以内に申請してください。

### ❖ 申請に必要なもの

・印鑑/火葬が行なわれた旨が記載された火葬許可証の写し/火葬料の納入を証する書類/振込先の預金通帳(口座名義人、支店名、口座番号が記載されたページの写し)



修理・钣金塗装・販売 随時承り中

相続で廃車手続き・処分でお困りの方ご相談下さい

アークバリア21 正規代理店  
TOP auto service  
株式会社 トップオートサービス

山形村5610-29  
☎ 0263-97-3206

広告

株式会社 イマイ 鋳構

東筑摩郡山形村字北竹原5682-1  
TEL.(0263)98-3035 FAX.(0263)98-3037

## 印鑑登録をするときは

山形村に住民登録をしてある15歳以上の方(成年被後見人を除く)ならどなたでも印鑑登録ができます。

登録すると「印鑑登録証」を交付しますので、紛失しないよう大切に保管してください。

### 本人が窓口へ来て登録の申請をしてください

窓口へ来た人が登録を申請する本人であるかどうかを確認するため次のいずれかが必要です。

- ① 運転免許証などの官公署で発行した顔写真付きの身分証。
- ② 運転免許証などのない方は、山形村に印鑑登録してある保証人が必要です。(申請書に保証人の登録印が必要。)

### やむを得ず本人が窓口へ来られないとき

- ① 代理人によって登録申請する場合は、窓口で代理人申請の手続きをします。
- ② 本人の意志によるものかどうか確認するため、折り返し本人に照会文書を郵送します。届いた文書に、本人が自署、押印してください。
- ③ 代理人は後日照会の文書と登録する印鑑を持って窓口で手続きしてください。その際本人確認をしますので、登録人、代理人の運転免許証、健康保険証などを持参してください。

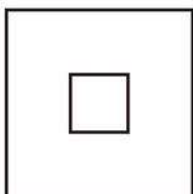
代理人による申請の場合、即日登録できないため証明書の交付には3～5日程度要します。

### 改印したいとき

いままでの印鑑と印鑑登録証を持参して、登録の廃止手続きをし、新しく登録してください。(運転免許証などの顔写真付きの官公署で発行した身分証が必要です。)

#### 登録できる印鑑

・印鑑の大きさ



8ミリメートル四方より大きく  
25ミリメートル四方より小さいもの  
(実物の大きさ)

- ・登録できる印鑑は1人1個です。
- ・家族で同じ印鑑の登録はできません。
- ・印鑑の文字は、氏名・氏・名または氏名の一部を組み合わせたものであること。
- ・ゴム印など変型しやすいものや鮮明に印影の出ないものは登録できません。



印鑑登録証は実印と同じくらい大切なものです。紛失しないように注意しましょう。紛失したときは、住民課窓口へ申し出てください。

## 各種証明書

### 印鑑登録証明書

印鑑登録証を提示してください。登録証がないと、たとえ本人が実印を持参しても証明書は交付できません。

### ❖ 代理人の場合

代理人の場合は印鑑登録証だけ持参してください。実印や委任状は必要ありません。  
(請求者の住所、氏名を確認しておでかけください。)

### ❖ 印鑑登録・印鑑証明手数料

種類	金額
印鑑登録証交付	300円
印鑑登録再登録	400円
印鑑証明書	300円

## 戸籍および住民票の謄本・抄本

謄本	戸籍または住民票に記載されている全部の人を原本から写したもの
抄本	戸籍または住民票に記載されている人のうち必要な人の分だけを写したもの

- ・戸籍の謄本・抄本の交付は、山形村に本籍のない人は受けられません。
- ・戸籍の交付請求は、本人またはその配偶者およびその戸籍にある人か直系血族以外の場合は、委任状が必要です。
- ・住民票の謄本・抄本も同一世帯員以外の請求の場合は委任状が必要です。
- ・請求理由によっては交付できない場合がありますのでご了承ください。
- ※ 交付請求の際には、運転免許証など顔写真付きの官公署で発行した身分証により本人確認をさせていただきます。

## 身分証明書

山形村に本籍がある本人が請求できます。(本人以外は、委任状が必要です。)

証明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていない。</li> <li>・後見の登記の通知を受けていない。</li> <li>・破産の通知を受けていない。</li> </ul>
------	--

※ 交付請求の際には、運転免許証など顔写真付きの官公署で発行した身分証により本人確認をさせていただきます。

証明・手数料一覧 いずれも1通または1件当たり

### ❖ 戸籍

種類	金額
戸籍の謄本	450円
戸籍の抄本	450円
除籍の謄本	750円
戸籍の附票	300円
身分証明	300円

## ❖ 住民票

種類	金額
住民票の謄本	300円
住民票の抄本	300円

## 証明書のコンビニ交付サービス

「マイナンバーカード」を利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で住民票の写しなどの証明書を取得できます。

### 証明書の種類

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票の写し(本籍地が山形村の方のみ)

※交付手数料は、窓口での手数料と同額です。

### 利用できる店舗

全国の次の店舗のうち、キオスク端末(マルチコピー機)が設置されている店舗。

- ・セブン・イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・サークルKサンクス
- ・セイコーマート
- ・イオンリテール
- ・コミュニティ・ストア
- ・セーブオン

## 利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで  
※年末年始(12月29日から1月3日まで)及びメンテナンス期間は利用できません。

## マイナンバーカード

マイナンバーカードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと顔写真が記載されたICカードです。

身分証として利用できるほか、ICチップの機能を使って、コンビニでの住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書(本籍地が山形村の方)の取得やe-Taxなどの電子申請に利用できます。

申請は、個人番号カード交付申請書(通知カードとともにお送りしています)に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けのうえ、送付用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。また、パソコン・スマホ(マイナンバーカード総合サイトにアクセス)からも申請できます。

申請してから概ね1ヶ月程度で交付通知書がお手元に届きます。交付通知書が届きましたら、役場住民課の窓口でお受け取りください。

### マイナンバーに関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30(年末年始を除く)

# ③ 国民健康保険(98-3112)

窓口

わたしたちは、日頃健康でも、いつ、どんなときに、ケガや病気をするか分かりません。皆さんが安心して医療機関等にかかるために、欠かすことのできない制度が、国民健康保険(国保)制度です。

## 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、**都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。**

### 長野県と山形村の役割分担

- 都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、国民健康保険の収入と支出を管理します。
- 市町村は、従来どおり、住民との身近な関係の中で、保険料(税)の賦課・徴収、被保険者証の発行、保険給付の決定、支給などを担います。

長野県の主な役割	山形村の主な役割
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理(被保険者証等の発行)
・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定 ・保険料(税)の賦課・徴収
・保険給付費等交付金の市町村への支払い	・保険給付の決定、支給

## 国保にはどんな人が加入するの

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人などを除いて、山形村に住んでいる75歳未満の人はみな国保の加入者(被保険者)になります。

**こんなときは14日以内に届け出ましょう。**

**❖ 加入の届け出が遅れると？**

被保険者になった時点(届け出日ではない)までさかのぼって保険料(税)を納めなければなりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

**❖ 脱退の届け出が遅れると？**

資格がなくなったあと、国保を使って診療を受けた場合、国保で負担した分の医療費は返していただくこととなります。また、保険料(税)が二重払いになってしまうこともあります。

**国保で受けられる給付**

診察、治療、薬や注射などの処置、在宅療養および看護(かかりつけの医師による訪問診療)、入院(食事代はのぞく)および看護など、かかった医療費の7割は国保が負担します。

**出産育児一時金**

国保の被保険者が出産したときに支給されます。  
.....420,000円

**人間ドック補助金**

35歳以上の被保険者で保険税の滞納のない世帯には人間ドック(総合健康診断)を受けたときに補助金が支給されます。

受診コース	補助金額	必要なもの
日帰り	25,000円	印鑑 人間ドックの領収書 振込先金融機関 健診結果表
1泊2日	30,000円	
脳ドック(簡易脳ドックを除く)を同時受診した場合の追加補助	10,000円	

※申請窓口は、保健福祉センターいちいの里です。

**葬祭費**

国保の被保険者が亡くなられたときに支給されます。  
.....50,000円

**訪問看護療養費**

在宅医療の必要を医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき、費用の一部を支払い、残りは国保が負担します。

**移送費**

重病者の入院、転院などの移送に費用がかかった場合、必要と認められれば支給されます。

	こんなとき	必要なもの
加入するとき	職場の健康保険などに加入していない方新しく山形村に転入したとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、転入届、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、職場をやめた証明書
	赤ちゃんが生まれたとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、母子健康手帳、振込金融機関名
脱退するとき	生活保護をやめたとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、生活保護廃止通知書
	他市町村へ転出するとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証
	職場の保険に加入したとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証、職場の保険証
その他	亡くなったとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証、生活保護決定通知書
	村内で住所が変わったとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証
その他	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証
	世帯が分かれたりいっしょになったとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証
	出かせぎや、長期旅行に行くとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、国民健康保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印鑑、マイナンバーカード(通知カード)、身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)



## 支払った医療費が高額になった場合

支払った医療費(自己負担金)が一定額を超えると申請により高額医療費が支給されます。高額対象者には、役場から連絡が届きます。

### どんなとき

- 1 同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った一部負担金が限度額を超えたとき。
  - 2 同じ世帯で同じ月内に2万1,000円以上の一部負担金の支払いが2人または2回以上あった場合、その額を合算して限度額を超えたとき。
  - 3 過去12か月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受け、4回目からは、4回目以降の限度額を超えたとき。
  - 4 高額の治療を長期間続ける必要がある病気(先天性血液凝固因子障害の一部や人工透析の必要な慢性腎不全など\*)のとき。
- \*血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症を含む。

所得区分	年3回目まで	年4回目以降 <sup>※1</sup>	必要なもの
基準総所得額 <sup>※2</sup>	252,600円		
901万円超【ア】	【医療費が842,000円を超えた場合はその超えた1%を加算】	140,100円	
基準総所得額	167,400円		
600万円～901万円以下【イ】	【医療費が558,000円を超えた場合はその超えた1%を加算】	93,000円	・印鑑 ・医療機関で診療を受けたときの領収書 ・振込先金融機関
基準総所得額	80,100円		
210万円～600万円以下【ウ】	【医療費が267,000円を超えた場合はその超えた1%を加算】	44,400円	
基準総所得額	57,600円		
210万円以下【エ】		44,400円	
住民税非課税世帯【オ】	35,400円	24,600円	
高額の治療を長い間続ける必要がある病気で、厚生労働大臣が指定するものについては、自己負担額は1ヵ月10,000円まで。		診療を受けるときには、国保の認定による「特定疾病療養受領証」が必要です。	

- ※1 過去12ヵ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が上記のとおりになります。  
 ※2 基準総所得額＝前年の総所得額等－基礎控除33万円

### ●一部負担金の計算方法

- ①月の1日から月末まで、暦月ごとの受診について計算。
  - ②病院・診療所ごとに計算。
  - ③ひとつの病院・診療所でも、内科などと歯科がある場合、歯科は別計算。
  - ④ひとつの病院・診療所でも、外来と入院は別計算。
  - ⑤差額ベッド料など保険診療の対象とならないものや入院時の食事代の標準負担額は除く。
- ※限度額適用認定申請をしていただき「限度額適用認定証」を医療機関に提示していただくと、医療機関への支払額は限度額までとなります。

## 交通事故にあったら国保に届け出を

交通事故にあったらすぐに警察に届け出るとともに、国保にも必ず届け出てください。国保で治療を受けるときは、国保窓口で「第三者の行為による傷病届」の届け出が必要です。

示談をすませしまうと国保が使えなくなる場合があります。

### 届け出に必要なもの

保険証、印鑑、その他必要書類、交通事故証明書(後でも可)

## 70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額 月額

### ●平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者 <sup>※1</sup>	57,600円	80,100円+(医療費－267,000円)×1% <sup>※6</sup>
一般 <sup>※2</sup>	14,000円 <sup>※5</sup>	57,600円 <sup>※6</sup>
低所得者Ⅱ <sup>※3</sup>	8,000円 <sup>※5</sup>	24,600円
低所得者Ⅰ <sup>※4</sup>	8,000円 <sup>※5</sup>	15,000円

### ●平成30年8月から

所得区分	外来(個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 +(医療費－842,000円)×1% <sup>※7</sup>
	課税所得 380万円以上	167,400円 +(医療費－558,000円)×1% <sup>※8</sup>
	課税所得 145万円以上	80,100円 +(医療費－267,000円)×1% <sup>※9</sup>
一般 <sup>※2</sup> (課税所得145万円未満等)	18,000円 <sup>※5</sup>	57,600円 <sup>※6</sup>
低所得者Ⅱ <sup>※3</sup>	8,000円 <sup>※5</sup>	24,600円
低所得者Ⅰ <sup>※4</sup>	8,000円 <sup>※5</sup>	15,000円

- ※1 住民税課税所得145万円以上の人などで、医療費の自己負担割合が3割の人。  
 ※2 住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の人。  
 ※3 住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の人。  
 ※4 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人。  
 ※5 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円(期間の途中で低所得者Ⅰ・Ⅱに変わった場合も対象です。)  
 ※6 過去12か月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は44,400円。  
 ※7 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は140,100円。  
 ※8 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は93,000円。  
 ※9 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は44,400円。  
 ●Aの限度額を適用後に、Bの限度額を適用します。  
 ●低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、国保担当窓口申請してください(平成30年8月からは現役並み所得者の人は「限度額適用認定証」が必要となります)。

## ❖入院時の食事代

入院したときの食事代は、一部負担金とは別に、1日分として定められた額を日数分支払います。

	標準負担額	
一定以上所得者、一般	1食460円	
低所得Ⅱ	90日までの入院	※1食210円
	90日を超える入院	※1食160円
低所得Ⅰ	※1食100円	

※低所得Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、担当窓口申請してください。

3

# 後期高齢者医療制度(98-3112)

窓口

後期高齢者医療制度は、増大する老人医療費を踏まえ、現役世代と高齢者世代の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象に独立した医療保険制度としてはじまりました。

## 運営はどこで…

制度の運営は、県内のすべての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が行ないます。

### 業務の役割

- 村：資格の認定、保険証の発行、保険料率の決定、保険給付などの業務を行ないます。
- 広域連合：申請書の受付、保険証の受け渡し、保険料の徴収などの業務を行ないます。

## 対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で寝たきりなど一定の障がいのある方

### 対象となる日

- ・75歳の誕生日の当日から後期高齢者医療制度の対象となります。  
(届け出などの手続きは必要ありません)
- ・65歳以上の方で、広域連合により一定の障がいがあると認定を受けた日  
(申請が必要)
- ※国民健康保険などの被保険者だった人はもちろん、これまで会社の健康保険等に加入されていた方や加入者の扶養になっていた方なども75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の対象者になります。

## 被保険者証は…

### 新しい保険証が交付されます

後期高齢者医療制度では、被保険者の方に保険証を一人に1枚交付します。保険証には、自己負担割合が記載されていますので、お医者さんにかかるときは必ず提示してください。

## 窓口負担は…

お医者さんにかかったときに、医療費の一部を負担していただきます。

原則1割ですが、現役並み所得がある方は3割負担となります。

- 一般の方 1割
- 現役並み所得者※ 3割

※現役並み所得者とは、同一世帯内に住民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療制度を受ける人がいる人(後期高齢者医療制度を受ける人の収入合計が、高齢者複数世帯で520万円以上、高齢者単身世帯で383万円以上)



## 自己負担限度額

1か月(同じ月内)の医療費(差額ベッド料などの保険診療の対象とならないものや入院時の食事代は除く)が下記の限度額を超えたとき、限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。また、入院時の窓口負担は世帯単位の限度額までとなります。

区分	負担割合	(月ごとの負担限度額)		(年ごとの負担限度額) 高額医療費・高額介護合算制度における限度額
		外来+入院		
		外来 (個人単位)	(世帯単位)	
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円 +(医療費 -267,000 円)×1%	67万円
一般		14,000円	57,600円	56万円
低所得者Ⅱ <sup>※1</sup>	1割	8,000円	24,600円	31万円
低所得者Ⅰ <sup>※2</sup>		8,000円	15,000円	19万円

※1 住民税非課税世帯に属する方

※2 住民税非課税世帯に属し、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

## 人間ドック補助金

後期高齢者の被保険者で保険料の滞納のない世帯ならば人間ドックを受けたときに補助金が支給されます。申請窓口は、保健福祉センター「いちいの里」です。

受診コース	補助金額	必要なもの
日帰り	25,000円	印鑑 人間ドックの領収書 振込先金融機関 健診結果表
1泊2日	30,000円	
脳ドック(簡易脳ドックを除く)を同時受診した場合の追加補助	10,000円	

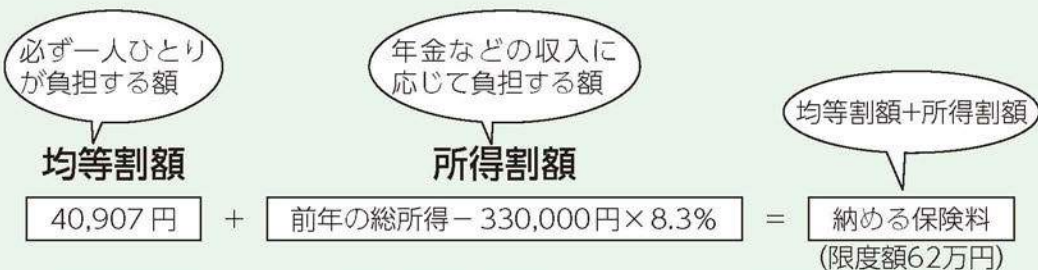
## 保険料は…

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者の皆さん一人ひとりが納めます。皆さんの納める保険料が、大切な財源となります。

### 保険料はこのように決まります

保険料は被保険者全負が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

#### ● 保険料の計算式



(※前年所得が少ない方は、世帯の所得の状況によって、納める保険料が軽減されます。)

※制度加入前日まで社会保険などの被扶養者であった方は、制度に加入した月から2年間、均等割額が9割軽減され所得割額はかかりません。

## 入院時の食事代

入院したときの食事代の一部を負担していただきます。(高額医療費の対象には含まれません)

### ❖ 入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

現役並み所得者		360円
一般		
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

※低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、担当窓口で申請してください。

## その他の給付

### 療養費

医師の指示によりコルセットなどの補装具をつくったときなど、いったん全額自己負担したとき、支払った費用の一部の払い戻しが受けられます。

### 訪問看護療養費

在宅医療の必要を医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき、費用の一部を支払い、残りを広域連合が負担します。

### 移送費

医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などに費用がかかったとき、必要と認められれば支給されます。

### 葬祭費

被保険者が亡くなられたときに、その葬儀を行なった人に支給されます。 給付額 50,000円



## 保険料の納め方

保険料の納め方は年金の受給額によって変わりますが、原則として年金から保険料があらかじめ差し引かれる「特別徴収」と納付書などで納める「普通徴収」の2通りで納めていただきます。

### 年金からの差し引き(特別徴収)

#### 対象となる方

- ・年額で18万円以上の年金を受給している方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

#### 特別徴収の時期

特別徴収は、年6回の年金定期払いの際、4月、6月、8月を仮徴収とし、10月、12月、2月を本徴収として、年金受給額から保険料が差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

**仮徴収**：前年の所得が確定するまでは仮に算定された保険料を差し引きます。

**本徴収**：前年の所得が確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた残りの額を3回に分けて差し引きます。

### 納付書で納める(普通徴収)

#### 対象となる方

- ・年額で18万円未満の年金を受給している方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超える方
- ・年度の途中で75歳になった方

#### 普通徴収の納め方

村から毎年7月以降に送られてくる納付書で納期内に指定された金融機関で納めます。保険料は7月から翌年の3月までの全9回に分けて納付していただきます。(口座振替をご利用いただくこともできます。)

## こんなときは手続きを…

役場の窓口にて手続きをお願いします。

こんなとき	手続きの内容	いつまでに	手続きに必要なもの
村に転入したとき	被保険者証の交付	14日以内	負担区分等証明書、印鑑
後期高齢者医療制度の障害認定を受けたとき(65歳以上対象)	申請書の提出 被保険者証の交付	すみやかに	国民年金証書、身体障害者手帳など 印鑑
村外へ転出するとき	被保険者証の返却	14日以内	被保険者証、 印鑑
亡くなったとき	被保険者証の返却 葬祭費の申請	14日以内	被保険者証、 印鑑、通帳
後期高齢者医療制度の障害状態に該当しなくなったとき	届出書の提出 被保険者証の返却	すみやかに	被保険者証、 印鑑
村内で住所を移したとき	被保険者証の返却 被保険者証の交付	14日以内	被保険者証、 印鑑
交通事故にあったとき	警察に届けるとともに、役場窓口へ届け出てください。	すみやかに	被保険者証、 印鑑、事故証明書

### ❖ 後期高齢者医療制度のお問い合わせ先

・長野県後期高齢者医療広域連合

☎026-229-5320

〒380-0935

長野市大字中御所岡田79-5

NOSAI 長野会館2F

・山形村役場 住民課 ☎98-3112

## 3 国民年金(98-3112)

窓口

国民年金は、すべての人に共通の「基礎年金」として支給されます。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマンなどの配偶者も20歳から60歳までは国民年金に強制加入となり、国外に住む人も任意加入できるしくみとなっています。

### 国民年金にはどんな人が加入するの

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に強制加入が原則で、加入する人は3つのグループに分けられます。

基礎年金	厚生年金 共済組合			
	自営業者など	サラリーマン	サラリーマン 公務員など	サラリーマンの妻 (全員加入)
第1号被保険者 自分で保険料を払う	第2号被保険者		第3号被保険者 自分で保険料を払わない	

区分	
強制加入者	第1号被保険者
	①自営業、自由業、職場の年金に加入していない方とその家族
	②国、地方議会の議員とその配偶者
	③厚生年金や共済組合の老齢年金を受給している方などの配偶者
	④厚生年金や共済組合の老齢年金を受給するための資格期間を満たしている方などとその配偶者
	⑤厚生年金や共済組合の障害年金を受給している方とその配偶者
	⑥厚生年金や共済組合の遺族年金を受給している方
	⑦厚生年金や共済組合に加入している人の配偶者で、一定以上の所得のある方
⑧学生(学生納付特例制度あり)	
第2号被保険者	⑨厚生年金や共済組合の加入者
第3号被保険者	⑩⑨に扶養されている配偶者
任意加入者	⑪厚生年金や共済組合の老齢年金を受給している方など
	⑫外国に住所のある日本人で20歳以上65歳未満の方
	⑬60歳以上65歳未満の方(国内居住者)

※任意加入者 特に⑬の方については、60歳までの間に受給資格期間を満たせなかった方や、加入期間が短いため受給する年金額が少ない方のために設けられた制度です。

## 国民年金を受給する場合は

国民年金を受給する場合は、老齢になったときは「老齢基礎年金」、障がい者になったときは「障害基礎年金」、遺族になったときは「遺族基礎年金」が支給され厚生年金保険や共済組合からは、基礎年金の上乗せとして、報酬比例の年金が支給されます。

### 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、受給資格期間を満たした方に原則として65歳から支給されます。

年金を受けるために必要な期間	年金額
①国民年金保険料を納めた期間 ②国民年金保険料の免除を受けた期間 ③任意加入期間 ④昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金や共済年金の加入期間 これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。	779,300円 これは加入可能年数すべて保険料を納めた場合です。 (平成29年4月現在)

### 障害基礎年金

障害基礎年金は国民年金の加入者が障がい者になったときや20歳以前の障がいで障がい者になったときに支給されます。

支給が受けられる要件	年金額
①20歳になる前に身体障がい者になった人(20歳の誕生日の翌月から支給)	1級障害 974,125円
②初診日前に加入期間の2/3以上保険料を納めていること ③障害認定日に1級2級の障がいの状態にあること	2級障害 779,300円

(平成29年4月現在)

### 遺族基礎年金

国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受けられる資格期間のある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子(障がいのある子の場合20歳未満)のある妻または子に支給されます。

支給が受けられる要件	支給期間	年金額
①死亡した方に老齢基礎年金を受けられる資格期間(原則として25年)があること ②保険料を納めた期間(保険料の免除期間も含む)が加入期間の2/3以上あること	死亡月の翌月から子が18歳(1級または2級の障がい者である場合は20歳)になるまでの期間	779,300円 (要件により年金額が異なります)

(平成29年4月現在)

### 繰り上げと繰り下げ支給

老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳ですが、60歳～64歳でも希望する年齢に応じて減額された年金を受けることもできます。昭和16年4月2日以後生まれの方は、月単位の減額率で算出されます。繰り上げ支給を受けると次のような場合、不利な取扱いになりますのでご注意ください。

#### ❖ 繰り上げ支給

- ①厚生年金の加入期間のある方は老齢厚生年金の特別支給が受けられません。
- ②遺族年金を受けている方は、支給停止になります。
- ③寡婦年金を受けている方は受給権が消滅します。
- ④65歳前に障害者や寡婦となった場合、障害基礎年金や寡婦年金は支給されません。

#### ❖ 繰り下げ支給

受給開始年齢を遅らせて、増額された年金を受け取ることができます。

### 国民年金の独自給付(第1号被保険者)

#### 付加年金

定額の保険料に月額400円の保険料を上乗せして納めると次の額が加算されます。

付加年金
200円×付加保険料を納めた月数

#### 寡婦年金

自営業者など(第1号被保険者)として加入期間のうち保険料納付期間と保険料免除期間を合算して25年以上ある夫(婚姻期間が10年以上)が老齢基礎年金などを受けて死亡した場合に妻に支給されます(60歳から65歳までの間)。

年金額
夫の受けるべき老齢基礎年金額の3/4の額

#### 死亡一時金

自営業者など(第1号被保険者)として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなり遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、その遺族に支給されます。

保険料金納付済期間	死亡一時金
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

## 届け出が必要なときは

### こんなときに必要です

年金手帳、印鑑のほかに添付書類が必要な場合もありますから、届け出をする前に窓口で確認してください。

こんなとき	必要なもの
20歳になってから初めて加入するとき	印鑑
住所・氏名が変わるとき……住民登録といっしょに (保険料を口座振替にしていた方は金融機関の手続きも忘れないように)	年金手帳 印鑑
種別が変わるとき(第3号被保険者の届出は事業所経由となります)	
就職したとき…… { 厚生年金や共済年金への手続きと 種別変更の手続きを	年金手帳 健康保険証
厚生年金・共済年金をやめたら……第1号被保険者に	配偶者の年金手帳 印鑑
免除の申請、学生納付特例申請	
年金を受けようとするとき(本人より請求が必要)	国民年金の窓口へ お問い合わせください
死亡したとき(死亡一時金・遺族基礎年金などが請求できる場合があります。)	



### 裁定請求の手続き

**年金は請求しないともらえません**

詳しくは年金係へお問い合わせください。



## 児童手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当(98-3112)

窓口

### 児童手当

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給します。

児童手当は、申請しないと支給されません。出生、転入等で支給資格が生じた場合は誕生日や転出予定日等の翌日から15日以内に手続きをしてください。

### 手当を受けることができる方

児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父または母です。

両親とも就労されている場合は、原則として恒常的に所得の高い方が支給対象者となります。

父母に養育されていない児童については、児童を監護し、かつ、生計を維持する方が支給対象者となります。

### 手当の額

区分	支給額	
0歳～3歳未満(一律)	月額15,000円	
3歳～小学校修了前	第1子、第2子	月額10,000円
	第3子以降	月額15,000円
中学生(一律)	月額10,000円	

所得制限があります。児童を養育している方の所得が所得制限額以上の方は、特例給付として、月額一律5,000円を支給します。

※[第3子以降]とは高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### 支給時期

6月、10月、2月に、その月の前月分までの手当を支給します。詳細については、お問い合わせください。

### 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されます。

### 手当を受けることができる方

手当を受けることができる人は、精神や身体にP22に該当する程度の障がいのある児童を監護する父もしくは母(所得の多い方)、または父母にかわって児童を養育している人です。

### 手当の額

(平成29年4月から)

1級該当児童1人につき	月額51,450円
2級該当児童1人につき	月額34,270円

※所得制限があります。

### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

#### 手当を受けることができる方

次の条件にあてはまる児童(18歳まで)を養育している父、母や、父、母にかわってその児童と同居し、養育している方です。  
なお児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

支給対象者	児童を監護している母	母が監護しない場合または母がいない場合の養育者	父が監護しない若しくは生計を同じくしていない場合または父がいない場合の養育者	児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父
児童の条件	①父母が離婚した児童	②父が死亡した児童	②母が死亡した児童	
	③父が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童	③母が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童		
	④父の生死が明らかでない児童	④母の生死が明らかでない児童		
	⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童	⑤母から引き続き1年以上遺棄されている児童		
	⑥父がDV保護命令を受けた児童	⑥母がDV保護命令を受けた児童		
	⑦父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童	⑦母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童		
	⑧母が婚姻によらないで生まれた児童			

### 手当の額

(平成29年4月から)

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	42,290円	9,990円	5,990円
一部支給の場合(所得額に応じ)	所得額に応じ 42,280円～ 9,980円	9,980円～ 5,000円	5,980円～ 3,000円

※所得制限があります。

## ③ 医療費の助成(98-3112)

窓口

### ひとり暮らしおよび68歳以上70歳未満の老人医療の助成

#### ひとり暮らしの高齢者

65歳以上、70歳未満の人で現にひとり暮らしで、自らの力によって日常生活を維持している人であり、それが1ヵ月以上継続し、今後もさらに継続とすると認められている人が、対象となります。

#### 68歳以上70歳未満の高齢者

本人に対し現年度分の市町村民税が課せられておらず、その人と生計を一にする世帯構成員全員に、現年度分の市町村民税が課されていない人が対象となります。

必要なもの
健康保険証 印鑑 本人名義の預金口座番号

### 子ども医療費の助成

出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日を迎える前の子どもに対し、申請により医療費を助成します。

必要なもの
身体障害者手帳 または療育手当帳 健康保険証、印鑑 申請者名義の預金口座番号

### 重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳をお持ちの人で、障害等級が1級、2級、3級の人と、療育手帳の保有者、精神障害者保健福祉手帳の所持者、特別児童扶養手当法、国民年金法の各項目に該当する人で、申請により医療費を助成します。  
介護保険の訪問看護利用料も対象となります。

必要なもの
身体障害者手帳 または療育手当帳 健康保険証、印鑑 本人名義の預金口座番号

### 母子家庭および父子家庭医療費の助成

#### 母子家庭

母子家庭(18歳未満の児童を扶養している場合)、および父のいない児童を養育している人は、申請により医療費を助成します。

#### 父子家庭

母子家庭と同様です。

必要なもの
健康保険証 印鑑 申請者名義の預金口座番号